

松阪市飯高林業総合センター条例

改正後	改正前																																								
<p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(3) 住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(4) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する市内の社会教育関係団体が公益上必要と認められる事業に使用するとき 全額免除</p> <p>(5) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p> <p>別表（第8条関係） 林業センター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>使用時間帯</th> <th>使用料（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">集会所及び運動場</td> <td>午前8時30分から午後1時まで</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>3,590</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後10時まで</td> <td>4,410</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">林業相談室</td> <td>午前8時30分から午後1時まで</td> <td>990</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>990</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後10時まで</td> <td>990</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">林業訓練室</td> <td>午前8時30分から午後1時まで</td> <td>1,010</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>990</td> </tr> </tbody> </table>	室名	使用時間帯	使用料（円）	集会所及び運動場	午前8時30分から午後1時まで	4,000	午後1時から午後5時まで	3,590	午後5時から午後10時まで	4,410	林業相談室	午前8時30分から午後1時まで	990	午後1時から午後5時まで	990	午後5時から午後10時まで	990	林業訓練室	午前8時30分から午後1時まで	1,010	午後1時から午後5時まで	990	<p>(使用料の免除)</p> <p>第9条 前条に規定する使用料を免除する場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市及びその機関に関連する公共的団体が、公共的行事又は事業（会議を含む。以下本条中同じ。）のために使用するとき。</p> <p>(2) 他の公共団体及びその機関に関連する団体が、主催し、若しくは共催して行う行事又は事業のため使用するとき。</p> <p>(3) 老人クラブ及び65歳以上の者</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>別表（第8条関係） 林業センター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料（1回）</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会所及び運動場</td> <td>2,750円</td> <td>冷暖房の使用については使用料の2割を加算する。</td> </tr> <tr> <td>林業相談室</td> <td>1,100円</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>林業訓練室</td> <td>1,100円</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>教養娯楽室</td> <td>1,100円</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>1,100円</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料（1回）	備考	集会所及び運動場	2,750円	冷暖房の使用については使用料の2割を加算する。	林業相談室	1,100円	〃	林業訓練室	1,100円	〃	教養娯楽室	1,100円	〃	料理実習室	1,100円	〃
室名	使用時間帯	使用料（円）																																							
集会所及び運動場	午前8時30分から午後1時まで	4,000																																							
	午後1時から午後5時まで	3,590																																							
	午後5時から午後10時まで	4,410																																							
林業相談室	午前8時30分から午後1時まで	990																																							
	午後1時から午後5時まで	990																																							
	午後5時から午後10時まで	990																																							
林業訓練室	午前8時30分から午後1時まで	1,010																																							
	午後1時から午後5時まで	990																																							
区分	使用料（1回）	備考																																							
集会所及び運動場	2,750円	冷暖房の使用については使用料の2割を加算する。																																							
林業相談室	1,100円	〃																																							
林業訓練室	1,100円	〃																																							
教養娯楽室	1,100円	〃																																							
料理実習室	1,100円	〃																																							

改正後			改正前
	午後5時から午後10時まで	1,090	
教養娯楽室	午前8時30分から午後1時まで	990	
	午後1時から午後5時まで	990	
	午後5時から午後10時まで	990	
料理実習室	午前8時30分から午後1時まで	990	
	午後1時から午後5時まで	990	
	午後5時から午後10時まで	1,020	
備考 6月1日から9月30日までの間は、「午後5時から午後10時まで」の使用時間の区分は「午後5時から午後10時30分まで」とする。			